

# 身体拘束等の適正化のための指針

一般社団法人お気楽島  
お気楽島（生活介護）

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性がある。当事業所は、利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり運営する。また、拘束が安易に正当化されることのないよう、それぞれの職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### (2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

＜ 参考 ＞ 身体拘束禁止の対象とする具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

- ① 徘徊しないように、車椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げになるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」より

### (3) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

#### ① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危機にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護する観点から、他に代替え手

段が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 2. 身体拘束等適正化検討委員会の設置

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持・強化する。

- 当事業所は、身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討することを目的に、「身体拘束等適正化検討委員会」を設置する。
- 委員会の委員長および身体拘束等適正化対応責任者は法人代表理事が務める。
- 委員会の委員は、委員長が必要に応じて理事、職員等を招集する。また、第三者委員、医師、看護師等を委員に加えることができる。
- 委員会は、年 1 回以上、虐待防止検討委員会と併せて委員長の招集により開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。
- 身体拘束等適正化検討委員会は次の事項に対応する。
  - ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
  - ② 職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
  - ③ 身体拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
  - ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
  - ⑤ 報告された事例および分析結果を従業者に周知徹底すること。
  - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

## 3. 身体拘束等適正化のための研修

- 身体拘束等適正化のため、職員に対して、職員採用時のほか、年 1 回以上の頻度で定期的な研修を実施する。
- 研修の実施内容については、記録を作成し、資料と共に保存する。

## 4. 事業所で発生した身体拘束等の報告方法等の方策

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束等適正化検討委員会に報告するものとする。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

## 5. 身体拘束等発生時の対応

### (1) 3要件の確認

- 切迫性(利用者ご本人、または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- 非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- 一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

### (2) 要件合致の確認、拘束の解除

- ① 利用者の状況を踏まえ、身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施する。
- ② 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者本人・家族に報告する。

### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人・家族等へ説明し書面で確認を得る。

- 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- 拘束の時間帯および時間
- 特記すべき心身の状況
- 拘束開始および解除の予定

### (4) 再検討

後日、同様の状況で身体拘束による対応が必要となった場合の対応策について、利用者本人・家族等と相談し、方策を検討する。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者およびその家族、職員等は本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

## 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な方針

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援計画に身体拘束の緊急やむを得ない理由等を記載する。同時に、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下確認し、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援につなげていく。

## 附則

この指針は、2022年(令和4年)3月1日より施行する。